

**令和5年度「広報よこはま戸塚区版デザイン編集委託」
受託候補者特定に係る実施要領**

(趣旨)

第1条 「広報よこはま戸塚区版デザイン編集委託」をプロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の
手続等を定めるもので、「横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱」(以下、実施要綱という)
及び「横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準」に定めがあるもののほかは、この要領に定める。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準、設計書及び仕様書により、
次の各号に掲げる事項について、明示するものとする。

- (1) 当該業務の概要
- (2) プロポーザルの手続
- (3) プロポーザル作成書式及び作成上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 業務実施方針・業務実施体制等説明書
- (2) プロポーザル提案作品
- (3) 企業としての取組(ワークライフバランスなど)
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価項目は、次に掲げる項目とする。

- (1) 業務の確実性
- (2) プロポーザル提案作品の出来ばえ
- (3) 企業としての取組

2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。

3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適したものを特定する。

4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会の設置)

第5条 プロポーザルの実施にあたっては、広報よこはま戸塚区版デザイン編集委託プロポーザル評価委員
会(以下「評価委員会」という。)を設置し、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認

- (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
 - (5) 受託候補者の特定
- 2 評価委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員長は、戸塚区入札参加資格審査・業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の中から選定された者をあてることとし、次のとおり8名の委員を置くこととする。
- 委員長 地域振興課長
副委員長 高齢・障害支援課長
委員 区政推進課長、総務課庶務係長、区政推進課企画調整係長、福祉保健課事業企画担当係長、生活衛生課環境衛生係長、こども家庭支援課担当係長
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。
- 5 評価委員会を欠席する評価委員は、封入・封かんした採点表を委員長へ提出したことをもって出席とみなすことが出来る。
- 6 合計得点在同一であった場合には、業務実施体制の評価が最も高い者を受託候補者とする。業務実施体制の評価も同一となる場合は、第一位候補者の決定を評価委員長に一任する。
- 7 第4条第1項第1号及び第2号に定める評価項目のうち、委員の過半数が、いずれかの小項目で1つでもE評価とした候補者は失格とする。
- 8 委員長は、評価結果を選定委員会に報告する。

（評価結果の審査）

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附則

この要領は、令和4年11月17日から施行する。